

平成26年1月1日

会員の皆様へ

東京SR経営労務センター
会長 川崎 秀明

新しい年金積立制度のご案内 ～ 説明会を開催します ～

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、良い年をお迎えのことと存じます。

旧年中は、当センターの事業運営に、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、公的年金の問題が顕在化し、将来の年金制度が心配されています。また、厚生年金基金の多くも廃止を余儀なくされている厳しい状況となっています。

このような中であって、社員の老後は、事業主と社員自らが守らなければならない時を迎えているのではないのでしょうか。

このため、当センターでは、少人数の事業所でも、また事業主に資金的余裕がない場合でも加入できる「小規模事業所向けの選択制確定拠出年金制度」の運用について、東京労保連との業務提携を開始しました。

興味をお持ちの事業主様には、専任のアドバイザーが訪問指導を致しますので、事業主会員への周知をお願い致します。(別添「新しい年金制度のご案内」)

また、新しい制度内容等について、次のとおり説明会を開催しますので是非ご参加ください。

記

1. 説明会開催日

- ① 平成26年1月27日(月) 15時～17時 (定員30名 先着順)
- ② 平成26年2月 3日(月) 15時～17時 (定員30名 先着順)

2. 説明会内容

- (1) 公的年金をはじめとする年金制度の現状について
- (2) 新しい「選択制確定拠出年金」制度の内容について

3. 開催場所

株クロスヘッド 会議室

港区赤坂2-17-22 赤坂ツインタワー本館10階



地下鉄銀座線、南北線、溜池山王駅 徒歩7分～10分（千代田線は国会議事堂前下車）

（溜池山王駅地下通路の12番出口で階段を上り、途中の踊り場からATTビルに入り、通路最奥のエスカレーターで地上階に上がり、真後ろの出口から小道を挟んだ正面のビルが赤坂ツインタワー（東館）。1Fロビーの奥が本館で、最奥のエレベーターで10Fへ。

赤坂駅等の地上から来る場合も迷いやすいので地図でよくご確認ください。

新しい年金制度 説明会申込書

* 1月21日までに FAX 又はお電話でお申し込み願います。

○ ご希望日 (ご希望の日に丸を付けてください)

①	平成26年1月27日(月) 15時～17時
②	平成26年2月 3日(月) 15時～17時

○ ブロックとお名前をご記入願います

ブロック	中央・城東・城西・城南・城北・多摩
お名前	

連絡先 東京SR経営労務センター事務局

FAX 03-3264-0753

若い人ほど年金がどんどん先細りするなかで..

社員の自立意識とモチベーションを高め
企業を活性化させる

新しい年金積立制度のご案内

～事業主の掛金負担ナシでも、
ごく少額の負担でも実施できます～

東京SRの新しい
顧客サービス事業です!

公的年金を補完する国の福利厚生
制度として、企業と社員の双方に
メリットのある「**選択制確定拠出
年金**」を採用する企業が急増して
います。

1. 私達のプランの主旨は?

中退共や厚生年金基金等の
既存の制度があっても、これ
だけではとても社員の老後は
描けません。

でも人件費アップ
は中々厳しくて..

社員も自分の将来は
自分で備える時代です。

中退共の掛金は全国平均
9千円。40年フル勤務し
ても退職金は約500万円。
これだけでは、老後不足
資金の数分の1程度しか
満たせません。

そのために最適!

**少人数の企業でも、事業主に資金的余裕が
ない場合でも対応可能な、社員が主役の
日本で最優遇された年金積立プランです。**



2. 私達のプランのポイントは?

■ 厚生年金に加入している会社単位で採用できます。

■ 全員加入でなく、希望する社員だけでも可。

■ 掛金は労使どちらの負担分も課税対象外、社会保険
料の算定基礎からも除外。極めて有利な年金積立です。

■ 中退共・特退共の補完役にも、厚生年金基金の移行
先としても非常に効果的です。

「従業員の関心が低いのでは」と
不安でしたら..
従業員説明会(無料)を実施し、
従業員の反応をみて判断されるこ
とも可能です。

自分の将来は自分でつくる!
社員を意識改革させる独自の研修/
ノウハウで強かにバックアップします。
これが私達の最大の特徴です!

非常に優遇された国の制度ですから、
相応に制約もありますが、しくみ、制
約事項、費用等はきちんとして説明さ
せて頂きます。



労働保険事務組合 **東京SR経営労務センター**

〒101-0061 千代田区三崎町3-7-12 清話会ビル4F TEL03-3264-0751

お問い合わせ

担当社会保険労務士、または東京SR経営労務センター迄お問い合わせください。

当方が推進する選択制確定拠出年金制度のポイント

■制度が求められる背景

- 年金が年々先細り。（厚労省の極めて甘い試算でも、30年後は年金が20%目減り）。企業が退職金制度を導入していても、これだけではとても老後に備えられない。
（40年間フル勤務しても、年金開始時に世間並みで2,500万円～ゆとり生活なら5,000万円の資金準備が必要。中小企業に普及している中小企業退職金共済制度(中退共)は40年勤務しても全国平均500万円程度）。
- その現実の過酷さを、経営者も、そして当の若い人も、だれも意識していない。
- しかし、経営者も、人件費をそうそう増やせない。
一方、こういう企業の社員ほど、老後の生活が深刻。
- だからこそ、社員に現実を理解させ、若いうちから少しずつでも自分で自分の将来に備えていく自助努力の必要性を自覚させる必要がある。（教育が極めて重要）
- この、社員が主体で老後に備えるための断然有利なツールが、この制度。

■社員のメリットは？

- 会社が掛金を僅かしか出せない、あるいは全く出せないでも会社の制度として社員が積立られる。（出す・出さないは社員の自由意思。出す人は会社負担分と併せて3千円～5万円までの任意額）。
- 掛金は労使とも非課税、社会保険料の対象外、運用中も非課税、受取時も各種控除。
老後の備えとしては、給与支給後に自分で貯蓄したり、財形年金を使うよりも断然有利。
- この確定拠出年金は、転職後も金融機関と個人で契約しなおして非課税のもとで継続していく制度になっている。

■事業主が期待できるメリットは？

- 社員の安心が、モチベーションアップ、定着性、人材採用上の優位性の期待に。
- 社員が掛金を拠出した結果、社会保険料が軽減されれば、事業主負担の社会保険料も軽減される。（但し、厚労省は不特定多数を対象としたパンフ等で、このことをPRするのは慎むよう行政指導）。
- 毎月管理費用が掛かるが、当方の研修結果、加入したほとんどの企業は、上記の事業主負担の社会保険料が軽減した結果、管理費用負担分を回収して多少なり余剰を出している。
- 中退共の補完役として最適、厚生年金基金廃止後の受け皿としても極めて有効。
- 事業主が折角苦勞して中退共等、従来の退職金制度を維持してきても、一般に社員は無関心。
しかし当方の研修でこれらの制度の有難さを社員に実感させている。

■制度の制約事項は？

- 原則60歳まで現金化できない、教育が必要、社会保険料の軽減で将来の年金が減る等の課題があるが研修をきちんとやれば、これらが逆に利点となる。